

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：ラコーネル協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 桜井 忍
- (3) 所在地：愛知県小牧市小木南 1 丁目 23 番地

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対し 3 月に 1 回以上の頻度で監査を行わなかったこと、傘下の実習実施者に第 1 号技能実習生がいるにもかかわらず、1 月に 1 回以上の頻度で実地による確認を行わなかったこと、及び実際にはラコーネル協同組合が実施していない監査を実施したものとして監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 1 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社久保木工
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 久保 智裕
代表取締役 久保 雅治
- (3) 所 在 地：和歌山県和歌山市平尾 837 番地の 13

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

令和 3 年 6 月 17 日認定「認 2108003325」「認 2108003326」
同年 8 月 12 日認定「認 2108007044」
令和 4 年 8 月 24 日認定「認 2208009185」「認 2208009186」
令和 5 年 1 月 27 日認定「認 2208025248」「認 2208025249」
同年 9 月 15 日認定「変認 2308000692」
令和 6 年 3 月 15 日認定「認 2308044464」「認 2308044465」「認 2308044466」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：熊本鉄構株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 荒瀬 雅之
- (3) 所 在 地：熊本県宇城市松橋町古保山 2520 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

令和 4 年 2 月 3 日認定「認2113007232」

令和 5 年 3 月 28 日認定「認2213010390」

同年 7 月 18 日認定「認2313004568」 「認2313004569」

令和 6 年 2 月 7 日認定「認2313008211」

同年 4 月 3 日認定「認2313012742」 「認2313012743」 「認2313012744」

同年 9 月 17 日認定「認2413003764」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：クワバラ食品株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 桑原 慎太郎
 - (3) 所 在 地：愛媛県今治市喜田村 4 丁目目 3 番 20 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 6 年 11 月 15 日認定「認 2411003771」「認 2411003772」「認 2411003773」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サイコン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小山 光介
代表取締役 高田 浩平
- (3) 所 在 地：岡山県岡山市東区上阿知 455 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

令和 5 年 3 月 31 日認定「認 2209014912」「認 2209014913」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

実習実施者である株式会社サイコンは、技能実習法第 10 条第 12 号で定める法人であって、その役員の中に技能実習法第 10 条第 8 号に該当する者がある者に該当し、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：白井工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 白井 敬一
- (3) 所 在 地：茨城県古河市尾崎 2763 番地 8

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和 3 年 12 月 16 日 認定「認 2103005194」「認 2103005195」
令和 5 年 1 月 23 日 認定「認 2203006837」「認 2203006838」
同年 12 月 5 日 認定「認 2303006746」
令和 6 年 3 月 19 日 認定「認 2303009567」「認 2303009568」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ダイケンシステム
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 長谷川 大輔
 - (3) 所 在 地：神奈川県横浜市旭区今宿西町 385 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）
令和 6 年 1 月 24 日認定 「認 2304067411」「認 2304067412」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社タニモト
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 谷本 渉
 - (3) 所 在 地：香川県高松市多肥下町 1593 番地 7
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

令和 2 年 7 月 20 日認定「認 2010001591」「認 2010001592」「認 2010001593」
令和 3 年 4 月 14 日認定「認 2110000058」「認 2110000059」「認 2110000060」
令和 5 年 5 月 18 日認定「認 2310000440」「認 2310000441」「認 2310000442」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社成瀬舗設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 菊池 博憲
- (3) 所 在 地：東京都町田市西成瀬 3 丁目 16 番 1 号第 3 町田ビル 1 F

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

令和 5 年 7 月 20 日認定「認2304013425」「認2304013426」
同年 8 月 4 日認定「認2304030545」
同年 10 月 31 日認定「認2304052444」
令和 6 年 3 月 14 日認定「認2304081941」「認2304081942」
同年 4 月 10 日認定「認2404000337」「認2404000338」「認2404000339」
同年 7 月 8 日認定「認2404013419」
同年 8 月 29 日認定「認2404029718」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：成美興業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐久間 哲也
- (3) 所 在 地：東京都足立区入谷 7 丁目 7 番 14 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（23 件）

令和 2 年 8 月 19 日認定「認2004026999」「認2004027000」「認2004027001」
同年12月11日認定「認2004043140」
令和 4 年 9 月 22 日認定「変認2204001050」
同月 29 日認定「認2204022065」「認2204022066」「認2204022067」
「認2204022068」「認2204022069」「認2204022070」
「認2204022071」「認2204022072」「認2204022073」
令和 5 年 1 月 16 日認定「認2204044306」
同年11月30日認定「認2304058051」「認2304058052」「認2304058053」
「認2304058054」「認2304058055」「認2304058056」
令和 7 年 3 月 24 日認定「認2404079495」「認2404079496」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 5 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。